

●交付申請書（要綱第6条／様式第1号）の注意点

添付書類	注 意 点
(1) 浄化槽設置届	千葉県に浄化槽設置届を提出し、10日間の審査期間を経過した後に、交付申請を提出してください。
(4) 見積書	既存の単独浄化槽や汲取便槽を撤去する費用と、新たな浄化槽設置に係る工事費用とを分けて算出してください。
(5) 登録証の写し及び管理票	次の書類を添付してください。 ①合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領第7条の登録証の写し ②合併処理浄化槽登録要領施行細則第5条の管理票（C票）
(8) 工事請負契約書	所定の書式で作成してください。
(9) 転換計画	①既存の単独浄化槽や汲取便槽の外観の写真を添付してください。また付近の建物と同時に写るよう に、広角で撮影した写真も添付してください。 ②単独浄化槽の場合、それまでの保守点検の契約書など、その管理を継続して行っていたことが分かる書類を添付してください。
(10) 賃貸人の承諾書	承諾書に登録印と印鑑証明を添付してください。
(12) 納税証明	転入して間もなく本市の市税等が賦課されていない方は、前住所地の納税証明を添付してください。（前年度の納税状況が分かる証明を添付してください。）
(13) その他の書類 例：浄化槽設備士の免状	浄化槽設備士免状か小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会終了証のいずれかの写しを添付してください。

●実績報告書（要綱第9条／様式第6号）の添付書類の注意点

添付書類	注 意 点
(1) 住民票の写し	交付申請時に添付していただいても構いません。
(3) 施工状況に係る写真	別紙の「工事写真指示書」のとおり作成してください。
(4) マニフェスト	<p>当該工事現場から排出された廃棄物のみで作成してください。少量であっても、他の工事現場から出た廃棄物とは分けて処理してください。</p> <p>単独浄化槽本体を構造上撤去できず、埋め殺しにせざるを得ない場合でも、中の機器を除去しマニフェストを作成してください。</p>
<p>(7) 一括契約に係る契約書の写し （補助対象者が浄化槽法第10条に規定する保守点検又は清掃を自ら行う場合については、自ら行うことができることを証明する書類及び第11条検査の受検を契約したことを証する書面の写し）</p>	<p>公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの「千葉県浄化槽一括契約制度要綱」に基づく一括契約書の写しを添付してください。</p>
(8) その他の書類 ・誓約書	別記様式の「浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する誓約書」を添付してください。

●工事写真指示書

浄化槽設備士の写真	<ul style="list-style-type: none"> ① 設置場所で設備士が標識や黒板を掲げていること。 ② 背景に周辺状況（地面、家屋など）と共に写っているとよい。 ③ 標識や黒板等の記載事項が判読できること。
掘削工事の写真	<ul style="list-style-type: none"> ① バックホウ等で掘削している状況がわかること。 ② 土質や地下水の状態により「土留め工法」や「水替え工法」を行い、その状況が分かること。
基礎工事の写真	<ul style="list-style-type: none"> ① 不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かること。 ② 割栗石の隙間部分に、目潰しのために切り込み砂利（細石等）を敷き詰め、ランマー等で突き固めた後の深さがわかること。 ③ 配筋（異形鉄筋）の状況が分かること。 ④ 基礎コンクリートが水平で厚さ10cm以上と分かること。 ⑤ 擁壁や支柱がある場合、ベースの配筋と擁壁や支柱の配筋との結束が分かること。
据付工事の写真	<ul style="list-style-type: none"> ① 浄化槽本体を撮影し、機種が分かること。また破損等がないことがわかること。 ② 浄化槽本体の設置の状況が分かること。 ③ 水張りをを行い、本体の水平を保ちつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かること。また、埋め戻しに用いている土砂が分かること。 ④ 埋め戻し及び水締め、突き固めの状況が分かること。また水平や深さが分かるようにすること。
かさ上げの写真	<ul style="list-style-type: none"> ① 上部スラブ工事の状況が分かること。 ② かさ上げが30cm以内と分かること。
既設単独浄化槽または汲み取り便槽の写真	<ul style="list-style-type: none"> ① 撤去前の汚泥汲み取り及び消毒作業の状況が分かること。 ② 撤去前の設置場所及び埋め戻し後の状況が分かること。 ③ 撤去部分と残留部分の状況が分かること。